

「横浜第2合同庁舎の管理・運營業務」に係る仕様書（案）に対する意見書に係る回答

意見を招集した結果及び回答については、以下のとおり。

項	段落等	仕様書記述	意見	回答
3		入札参加資格に関する事項	入居官署、公共サービスの観点より「ISO27000 もしくはプライバシーマーク」の資格認証を受けた事業者であることが望ましいと考え、同認定証の提出をご提案致します。	ご提案いただいた「ISO27000 もしくはプライバシーマーク」については、清掃業務を行う上で必須とされている資格ではないため、競争性の確保のため、入札参加資格に関する事項として、同資格認定証の提出は必要ないとする。
3		入札参加資格に関する事項	以下内容を左記「入札参加資格」もしくは「企画書の内容」において提出義務を設けることを提案致します。 ・ 社会保険加入状況証明 区分としては参加資格に該当するが、法改正時期であることから、雇用全従業員の社会保険加入状況（賃金台帳）により、適切な雇用条件を遵守していることを確認することを提案致します。	ご提案いただいた内容については、企画書の内容（主に実施体制）として、評価の対象となるものと推測されるが、競争性の確保のため、入札参加資格に関する事項及び企画書の内容として、左記内容の提出義務を設ける必要はないとする。
4	③	企画書の内容		

			<p>・ 障がい者雇用</p> <p>公共性の側面から事業者における障がい者雇用状況の提出を義務付ける。また事業者の実雇用率又は法定障がい者数超過数を評価対象として頂きたくご提案致します。</p>	
別紙 2		評価表	<p>別案 6-1「庁舎清掃業務」「6 合理的配慮の提供」及び上記提案内容を鑑み、評価項目における「公共性」を追加し、公共サービスを実施する者としての評価をご提案致します。</p>	<p>公共サービスを実施する者としての評価にあたっては、評価表の審査項目 No. 6 「管理・運營業務の実施全般に対する質の確保に関する提案がされているか。」（提出様式 5-5）の中で行うことで足りることから、新たな評価項目の追加は必要ないとする。</p>
別紙 6-2		日常清掃（作業要領記載）	<p>昨今の社会情勢を鑑み、以下の作業場所における作業要領に「日常的な除菌、消毒清掃」を含めることを提案致します。</p> <p>便所、湯沸室、エレベータ、階段、入退館ゲート</p>	<p>ご提案いただいた「日常的な除菌、消毒清掃」については、日常清掃の仕様の中で、必要に応じて適宜行うこととしていることから、作業要領に左記の内容を含める必要はないとする。</p>